

検査報告等に関する財務上の是正改善効果（25年試算）について

平成26年6月  
会計検査院

平成26年6月

## 検査報告等に関する財務上の是正改善効果（25年試算）の公表について

会計検査院では、本院の活動を国民に分かりやすく説明する見地から、検査報告等に関し1年間になされた検査対象機関による是正改善のうち、国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善についてその規模、程度を金額で表示できるものを、一定の前提及び把握方法に基づき、「検査報告等に関する財務上の是正改善効果」として試算しています。

今般、25年試算を取りまとめましたので、公表いたします。

25年試算の是正改善効果は590件、3467億円となっています。

### <目次>

- ・ 検査報告等に関する財務上の是正改善効果（25年試算）・・・・・・・・・・ 1
- ・ 検査報告等に関する財務上の是正改善効果について（説明）・・・・・・・・ 4
- ・ 1件10億円以上の財務上の是正改善効果（25年試算）の概要・・・・・・・・ 9
- ・ 1件10億円未満の財務上の是正改善効果（25年試算）の概要・・・・・・・・ 41
- ・ Q&A・・ 42

(問い合わせ先)

会計検査院 事務総長官房 上席企画調査官

TEL 03-3581-3251 (代表)

03-3581-8113 (直通)

## 検査報告等に関する財務上の是正改善効果（25年試算）

- 1 会計検査活動により得られる効果には牽制効果等金額として把握できないものなども含め様々なものがありますが、検査報告等に関する財務上の是正改善効果は、これらの効果の一部として、補助金等の返還、経費の節減、収益の増加など、国等の検査対象機関の財政、財務面でプラスの便益をもたらしたものについてその規模、程度を金額で表示できるものを、一定の前提及び把握方法に基づき試算するものです。

### （財務上の是正改善効果の例）（p 4 1（1）参照）

- ・ 公益法人等が保有する基金等に係る余剰資金等の国庫への返還又は有効活用
- ・ 多額の剰余金が生じている特別会計への一般会計からの繰入額の減額等
- ・ 独立行政法人の不要財産の国庫納付
- ・ 利用されていない資産の売却
- ・ 契約方式、積算基準等を改善することによる経費の節減
- ・ 過大となっていた補助金等の返還

### （財務上の是正改善効果では把握されないものの例）（p 6 2参照）

- ・ 利用が低調な施設や制度の利用率を向上させるなど事業効果の発現の改善（事業効果の発現の改善）
- ・ 不適切な設計や施工による工事目的の不達成状態に対する手直し工事の実施による是正（手直し工事による是正）
- ・ 会計法令違反や特別会計財務書類等に係る表示の誤り等の是正（法令違反・表示の是正）
- ・ 会計事務等の是正改善による事務の適正化、効率化や透明性の向上（事務手続の改善）
- ・ 内部統制等が十分機能するための体制の整備（内部統制等の整備）
- ・ 各府省等が、他の検査対象機関に係る検査報告掲記事項等を参考として、同様の事態の有無を自ら調査して是正する効果（波及効果）
- ・ 会計実地検査等そのものが相当な牽制となって違法不当な会計経理が未然に防止される効果（牽制効果）

2 25年試算における是正改善効果は、本院が25検査年次（24年10月から25年9月まで）中の検査において確認した以下の（ア）から（ウ）までの合計額としています。（p5 1（3）及びp8 別表参照）

（ア）平成24年度決算検査報告（平成25年11月7日内閣に送付）の掲記事項等のうち、25検査年次中に直ちに是正された掲記事項等に係る是正改善効果の額

（イ）平成19年度決算検査報告から平成23年度決算検査報告までに掲記された掲記事項等のうち、制度の改正を必要とするなど実際の是正改善が図られるまでに一定の時間を要した掲記事項等に係る是正改善効果の額

（ウ）平成20年度決算検査報告から平成24年度決算検査報告までに掲記された掲記事項等のうち、改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られた掲記事項等に係る是正改善効果の額

3 25年試算の是正改善効果は合計で590件、3467億円となりました。

財務上の是正改善効果は、本院が不適切、不合理な事態として指摘した不当事項、意見表示・処置要求事項、処置済事項及び特記事項に関する是正改善のほか、随時報告、国会要請事項の報告及び特定検査状況における本院の所見も踏まえるなどして、検査対象機関において所要の措置が執られ事態の改善が図られているものなどが含まれています。

22年試算以降の掲記区分別の内訳を示すと、表1のとおりです。

（表1）財務上の是正改善効果の掲記区分別内訳

	22年試算	23年試算	24年試算	25年試算
	1340億円	1兆1197億円	1兆8068億円	3467億円
不当事項	134億円	100億円	54億円	77億円
意見表示・処置要求事項	340億円	7262億円	1兆7551億円	2559億円
処置済事項	193億円	296億円	145億円	616億円
特記事項	10億円	—	—	—
随時報告	—	—	0	4億円
国会要請事項の報告	272億円	3536億円	316億円	208億円
特定検査状況	388億円	—	0	0

（注）端数処理の関係で、掲記区分別内訳の金額を集計しても合計の金額とは一致しない。

- 4 25年試算における是正改善効果は、平成19年度決算検査報告から平成24年度決算検査報告までに掲記された掲記事項等を算定対象としています。そして、22年試算以降の検査報告の掲記年度別にみた是正改善効果は、表2のとおりです。

(表2) 財務上の是正改善効果の掲記年度別内訳

	22年試算	23年試算	24年試算	25年試算
	1340億円	1兆1197億円	1兆8068億円	3467億円
平成16年度決算検査報告	480億円	—	—	—
平成17年度決算検査報告	262億円	61億円	—	—
平成18年度決算検査報告	32億円	1773億円	25億円	—
平成19年度決算検査報告	66億円	283億円	244億円	558億円
平成20年度決算検査報告	342億円	5449億円	970億円	727億円
平成21年度決算検査報告	156億円	3465億円	1兆5484億円	1062億円
平成22年度決算検査報告	—	163億円	727億円	452億円
平成23年度決算検査報告	—	—	615億円	111億円
平成24年度決算検査報告	—	—	—	553億円

(注) 端数処理の関係で、掲記年度別内訳の金額を集計しても合計の金額とは一致しない。

- 5 財務上の是正改善効果は、国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善についてその規模、程度を試算したものであり、検査報告に記述されている不適切、不合理な会計経理の規模等を表した指摘金額とは異なる概念です。また、検査報告掲記事項等の中には、制度の変更を必要とするなど、検査対象機関によって実際に是正改善が図られるまでに一定の時間を要するものも多く、それらについては実際には是正改善が図られたときには是正改善効果として把握されますので、毎年の是正改善効果は是正改善が図られた時期に影響を受けることになります。

## 検査報告等に関する財務上の是正改善効果について（説明）

### 1 検査報告等に関する財務上の是正改善効果

#### （1）財務上の是正改善効果の考え方と把握対象

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図ることとされています。本院が検査報告、国会及び内閣に対する報告（随時報告）、国会からの検査要請事項に関する報告等の中で不適切、不合理等であるとした会計経理については、検査対象機関によりその是正がなされたり、改善の処置が講じられて同様の事態の再発防止等が図られたりといった是正改善がなされます。

これらの是正改善の中には、その規模を金額で表示することが可能なものと困難なものがあり、是正改善の規模を金額で表示することが可能なものの中には、損害額の回復、過大支出の未然防止など、国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらすものがあります。また、本院では、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等を継続的にフォローアップしています。

そこで、本院では、「検査報告等に関する財務上の是正改善効果」として、検査報告等に関し1年間になされた**検査対象機関による是正改善のうち、国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善についてその規模、程度を金額で表示できるものを**、計数確認について検査対象機関の協力も得つつ、一定の前提及び把握方法に基づき試算しています。

具体的には、以下のような是正改善を財務上の是正改善効果の把握対象としています。

- ・ 公益法人等が保有する基金等に係る余剰資金等の国庫への返還又は有効活用
- ・ 多額の剰余金が生じている特別会計への一般会計からの繰入額の減額等
- ・ 独立行政法人の不要財産の国庫納付
- ・ 利用されていない資産の売却
- ・ 契約方式、積算基準等を改善することによる経費の節減
- ・ 過大となっていた補助金等の返還

## (2) 検査報告等と財務上の是正改善効果の関係

財務上の是正改善効果は、検査報告等に関し1年間になされた検査対象機関による是正改善のうち、財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善を捉えたもので、国会での議論、検査対象機関における是正改善の努力等と相まって本院の検査活動によってもたらされたと認められるものを対象としています。

財務上の是正改善効果の把握においては、本院が不適切、不合理な事態として指摘した事項に関する是正改善のほかに、以下のものも対象としています。

- ・ 国会及び内閣に対する報告、国会からの検査要請事項に関する報告及び特定検査対象に関する検査状況における本院の所見も踏まえるなどして、検査対象機関において所要の措置が執られ事態の改善が図られているもの
- ・ 本院の検査報告掲記事項等に係る検査対象機関が、当該事項に係る本院の指摘に基づき、当該指摘の対象となった部局等以外について同様の事態の有無を自ら調査し、是正したもの（自主調査分）

## (3) 財務上の是正改善効果の把握方法

財務上の是正改善効果は、例えば25年試算の場合、下記の(ア)から(ウ)までのとおり、主に25検査年次中の検査において確認した事実等に基づき、一定の前提及び把握方法により試算したものです（p8 別表参照）。

### (ア) 25検査年次中に直ちに是正されるもの

検査対象機関において直ちに損害回復等の是正措置が執られる不当事項等については、直近の平成24年度決算検査報告に掲記された不当事項等に係る是正状況を財務上の是正改善効果として計上しています。

### (イ) 制度の改正を必要とするなど実際の是正改善が図られるまでに一定の時間を要するものなど

検査報告掲記事項等のうち、法制度の変更を必要とするなど実際の是正改善が図られるまでに一定の時間を要するものについては、既往5か年度（19年度から23年度まで）の検査報告掲記事項等のうち、24年度中の是正改善（25年度当初予算に反映され、且つ、その全額が収納又は支出されたものも含む。）の状況を25検査年次中のフォローアップ検査等において確認し、財務上の是正改善効果を計上しています。

### (ウ) 改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られたもの

処置済事項等の多くについては、改善の処置が執られる結果、以降は同様の事態の再発防止が図られます。これらのうち、再発防止策が機能し効果が継続していることを本院が確認したものについては、最長5年間にわたり毎年同程度の是正改善効果が生じているものとしています。

## 2 財務上の是正改善効果では把握されないもの

会計検査活動により得られる効果には様々なものがありますが、財務上の是正改善効果は、これらの効果の一部について試算するものです。

会計検査活動による直接的な効果のうち**財務上の是正改善効果以外のもの**としては以下のようなものがあります。

- ・ 検査報告掲記事項等に関する検査対象機関の是正改善ではあるものの、利用が低調な施設や制度の利用率を向上させるなど事業効果の発現の改善、不適切な設計や施工による工事目的の不達成状態に対する手直し工事の実施による是正、会計法令違反や特別会計財務書類に係る表示の誤りの是正等の効果（＝直接財務面での便益にはつながらない効果）
- ・ 検査の結果、検査対象機関において、会計事務の是正改善が行われたことによる事務の適正化、効率化や透明性の向上、内部統制が十分機能するための体制の整備等の効果（＝金額で表示することが困難である効果）
- ・ 検査の結果が、支出要件の適正化等の形で翌年度以降の予算へ反映されていると推定できるものの、その執行が確認できない効果

また、財務上の是正改善効果の対象とはしていない会計検査活動による**間接的な効果**としては、以下のようなものがあります。

- ・ 各府省等が、他の検査対象機関に係る検査報告掲記事項等を参考として、同様の事態の有無を自ら調査して是正する効果や、経理執行等に留意するため同様の事態の発生が未然に防止される効果（＝波及効果）
- ・ 毎年あるいは数年に一度行われる会計実地検査等そのものが検査対象機関にとって相当な牽制となり違法不当な会計経理が未然に防止される効果（＝牽制効果）

## 3 財務上の是正改善効果と検査報告における指摘金額等の関係

検査報告等の内容は広範囲にわたっていますが、会計検査院の所見は、主に①法令、

予算に違反し又は不当と認めた事項(不当事項)、②意見を表示し又は処置を要求した事項(意見表示・処置要求事項)、③会計検査院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項(処置済事項)、④特に掲記を要すると認めた事項(特記事項)、⑤国会及び内閣に対する報告(随時報告)、⑥国会からの検査要請事項に関する報告(国会要請事項の報告)、⑦特定検査対象に関する検査状況(特定検査状況)の7掲記区分で記述されています。

このうち、①から④までの掲記区分には、不適切、不合理な事態の内容等に応じて、「指摘金額」や「背景金額」が記述されています。指摘金額は、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等です。また、背景金額は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものです。これらの金額は不適切、不合理な会計経理の規模あるいはこれらに関連する支出等の規模を表しているものといえます。

一方、財務上の是正改善効果は、前記のとおり、「検査対象機関による是正改善のうち、国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善についてその規模、程度を金額で表示できるもの」であり、不適切、不合理な会計経理の規模等を表す指摘金額や背景金額とは異なる概念です。そして、事項によっては、改善方策の検討や法律の改正が必要となるため、是正改善効果を生じるまでに数年間の時間を要したり、再発防止策が機能し効果が継続するなどのため、是正改善効果が複数年にわたって生じたりすることから、財務上の是正改善効果の額と直近の検査報告の指摘金額とは直接連動するものではありません。

別表 財務上の是正改善効果の把握方法（25年試算の把握例）

□ …… 財務上の是正改善効果（25年試算）として把握している範囲

(ア) 25検査年次中に直ちに是正されるもの

直ちに損害回復等の是正措置が執られる不当事項等については、直近の平成24年度決算検査報告に掲記された事項に係る財務上の是正改善効果を25検査年次中の検査において確認。

効果発現年 検査報告	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
21年度														
22年度														
23年度														
24年度														
検査年次														

財務上の是正改善効果			
22年試算	23年試算	24年試算	25年試算
130 億円	—	—	—
—	128 億円	—	—
—	—	608 億円	—
—	—	—	548 億円
130 億円	128 億円	608 億円	548 億円

(イ) 制度の改正を必要とするなど実際の是正改善が図られるまでに一定の時間を要するものなど

既往5か年度（19年度～23年度）の検査報告の掲記事項等に係る是正改善のうち、24年度の財務上の是正改善効果を25検査年次中の検査において確認。

効果発現年 検査報告	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
16年度														
17年度														
18年度														
19年度														
20年度														
21年度														
22年度														
23年度														
24年度														
検査年次														

財務上の是正改善効果			
22年試算	23年試算	24年試算	25年試算
480 億円	—	—	—
246 億円	61 億円	—	—
15 億円	1756 億円	25 億円	—
28 億円	243 億円	206 億円	558 億円
263 億円	5339 億円	856 億円	614 億円
—	3373 億円	1兆5392 億円	967 億円
—	—	678 億円	410 億円
—	—	—	97 億円
—	—	—	—
1033 億円	1兆0773 億円	1兆7160 億円	2649 億円

(ウ) 改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られたもの

本院の指摘がなければ今後も同様の事態が同程度生じたであろうとの前提で、25検査年次中の検査において、再発防止策が機能し効果が継続していることを確認の上、1年間分の財務上の是正改善効果を計上。（最長5年間にわたり毎年の試算ごとに1年間分を計上）

効果発現年 検査報告	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
17年度														
18年度														
19年度														
20年度														
21年度														
22年度														
23年度														
24年度														
検査年次														

財務上の是正改善効果			
22年試算	23年試算	24年試算	25年試算
15 億円	—	—	—
17 億円	17 億円	—	—
38 億円	40 億円	38 億円	—
79 億円	109 億円	114 億円	112 億円
25 億円	92 億円	91 億円	95 億円
—	35 億円	48 億円	42 億円
—	—	6 億円	13 億円
—	—	—	5 億円
176 億円	295 億円	298 億円	269 億円

(ア)、(イ)、(ウ)の計

1340 億円	1兆1197 億円	1兆8068 億円	3467 億円
---------	-----------	-----------	---------

(注) 端数処理の関係で、内訳の金額を集計しても合計の金額とは一致しない。

## 1 件 1 0 億円以上の財務上の是正改善効果（25 年試算）の概要

各事項名に付した「発現態様」及び「把握方法」の記号は、以下のA～F、(ア)～(ウ)の記号と対応している。

○ 財務上の是正改善効果の発現態様について

- A 公益法人等が保有する基金等に係る余剰資金等の国庫への返還又は有効活用
- B 多額の剰余金が生じている特別会計への一般会計からの繰入額の減額等
- C 独立行政法人の不要財産の国庫納付
- D 利用されていない資産の売却
- E 契約方式、積算基準等を改善することによる経費の節減
- F その他

○ 財務上の是正改善効果の把握方法（詳細は p 8 参照）について

- (ア) 25 検査年次中に直ちに是正されるもの
- (イ) 制度の改正を必要とするなど実際に是正改善が図られるまでに一定の時間を要するものなど
- (ウ) 改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られたもの

発現 把握  
態様 方法

- (1) 介護保険における財政安定化基金を適切な基金規模に保つため、都道府県が基金の一部を拠出者に返還することが適切と判断した場合に、基金規模を縮小できるような制度に改めるよう改善の処置を要求したもの（19年度p354・処置要求事項）（厚生労働省・背景金額 575億円）
- 5 4 4 億円（24年試算：-） A (イ) 1 3
- (2) 特別会計への一般会計からの繰入れについて、歳出予算の不用の見込みを繰入額に確実に反映させることにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの（21年度p719・処置要求事項）（国土交通省・指摘金額 15億1536万円）
- 4 8 2 億円（24年試算：497億円） B (イ) 1 4
- (3) 国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの（24年度p475・処置済事項）（経済産業省・指摘金額 449億1384万円）
- 4 4 7 億円（24年試算：-） A (ア) 1 5
- (4) 建設国債の発行により調達されて、一般会計から特別会計に繰り入れられた資金に係る剰余金等の使途等について、建設国債の発行に対して法律上設けられている制限を形がい化することなどが無いようにするための方策を検討するよう意見を表示したもの（20年度p132・意見表示事項）（財務省・背景金額 785億8378万円）
- 3 4 0 億円（24年試算：392億円） B (イ) 1 6
- (5) 特別会計への一般会計からの繰入れについて、繰入超過額を減額して繰り入れることとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに繰入れの対象となる利子の支払に実際に必要となる額のみを繰り入れることにより繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの（21年度p347・処置要求事項）（厚生労働省・指摘金額 1198億3277万円）
- 2 8 0 億円（24年試算：881億円） B (イ) 1 7

- (6) 各府省所管の公益法人の財務等の状況について（20年度p800・国会要請事項の報告）  
203億円（24年試算:285億円） A (イ) 18
- (7) 独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援勘定等における政府出資金について、2種類の政府出資金が果たしている役割に重複している部分があることを考慮して必要な処置を講ずることにより、適切な規模とするよう意見を表示したもの（22年度p801・意見表示事項）（独立行政法人住宅金融支援機構・指摘金額 290億7030万）  
123億円（24年試算:-） C (イ) 19
- (8) 特定国有財産整備特別会計の貸借対照表に計上されている資産のうち剰余となっている不動産を一般会計へ無償で所属替等するとともに、今後剰余となる不動産が生じた場合も同様に一般会計へ無償で所属替等することにより、国有財産の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの（22年度p146・処置要求事項）（財務省・指摘金額 618億8817万円）  
97億円（24年試算:471億円） F (イ) 20
- (9) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が第2種信用基金により実施している債務保証業務について、その利用実態に応じた事業規模となるように、基金の額を適切に見直すよう意見を表示したもの（21年度p527・意見表示事項）（経済産業省・指摘金額 461億4975万円）  
80億円（24年試算:-） C (イ) 21
- (10) 国土交通省が被災住宅再建対策事業費補助金を交付して公益法人に造成させている基金について、使用する見込みのない資金を国庫に返納させるなどして、基金規模の見直しを図るよう改善の処置を要求したもの（22年度p563・処置要求事項）（国土交通省・指摘金額 230億6090万円）  
70億円（24年試算:90億円） A (イ) 22
- (11) 株式会社整理回収機構が保有する平成11、12両年度の整理回収業務から生じた利益に係る資金について、その有効活用を図るため、預金保険機構を通じて国に納付させるなど、国の財政に寄与する方策を検討するよう意見を表示したもの（21年度p80・意見表示事項）（内閣府（金融庁）・指摘金額 1837億7314万円）  
68億円（24年試算:1769億円） A (イ) 23
- (12) 取り崩される見込みのない中小企業金融安定化特別基金について、緊急保証による欠損の補てんにも充当できるようにするなど、有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの（20年度p414・処置要求事項）（経済産業省・指摘金額 391億3005万円）  
63億円（24年試算:123億円） A (イ) 24
- (13) 厚生労働省が医療施設耐震化臨時特例交付金を交付して都道府県に造成させている基金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの（22年度p317・処置要求事項）（厚生労働省・指摘金額 16億2985万円）  
51億円（24試算:-） A (イ) 25
- (14) ニュータウン整備事業について、長期未処分地の需要を喚起するための方策を検討したり、土地の時価を算定する際の精度の向上に向けた取組を行ったりするなどして、事業完了に向けた取組が計画的かつ的確に行われるよう意見を表示したもの（23年度p890・意見表示事項）（独立行政法人都市再生機構・指摘金額 936億3820万円、背景金額 1兆6019億円）  
50億円（24年試算:-） D (イ) 26

- (15) 賃貸マンション等の取得に係る消費税額のうち非課税売上げである家賃収入に対応する部分の額が、国に適切に納付されることとなるための措置を講ずるよう意見を表示したもの（20年度p126・意見表示事項）（財務省・指摘金額 6億3041万円） **39億円（24年試算:39億円）** F (ウ) 27
- (16) エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金について、当面の間は資金残高の規模を縮減させるとともに、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう意見を表示したもの（22年度p452・意見表示事項）（経済産業省・指摘金額 657億円） **38億円（24年試算:-）** A (イ) 28
- (17) 確定申告後の更正に基づく中間納付額等の還付金に係る還付加算金の計算期間について、申告納税額の過誤納金に係る還付加算金の計算期間との均衡を考慮した適切なものとするよう意見を表示したもの（21年度p173・意見表示事項）（財務省・指摘金額 10億6509万円） **33億円（24年試算:33億円）** E (ウ) 29
- (18) 還付金が高額となっている申告について他の還付申告と区別するなどして支払事務に要する日数を短縮することなどにより、還付加算金の節減を図るよう改善の処置を要求したもの（20年度p138・処置要求事項）（財務省・指摘金額 27億8942万円） **27億円（24年試算:27億円）** E (ウ) 30
- (19) 公立の義務教育諸学校等施設の整備に要する経費に充てるための交付金について、契約金額に基づき額の確定を行うことにより、交付金事業を経済的かつ効率的に実施するよう改善させたもの（22年度p174・処置済事項）（文部科学省・指摘金額 52億7203万円） **26億円（24年試算:26億円）** E (ウ) 31
- (20) 国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの（24年度p557・処置済事項）（国土交通省・指摘金額 24億6469万円） **24億円（24年試算:-）** A (ア) 32
- (21) 特別会計への一般会計からの繰入れについて、国が実際に支払うべき国庫負担額を繰入金額とすることなどにより繰入れを適正化するよう是正改善の処置を求め、不用になる額が確定しているのにこれを翌年度の財源とするため繰入予算額全額を繰り入れることを行わないようにするための方策を検討したり、繰入れの対象となる経費に係る歳出予算の執行の見込みや不用の見込みを繰入額に確実に反映させたりすることにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう意見を表示し、及び改善の処置を要求したもの（21年度p444・処置要求及び意見表示事項）（農林水産省・指摘金額 409億5484万円） **17億円（24年試算:46億円）** B (イ) 15  
(ウ) 2 33
- (22) 公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの（22年度p723・処置要求事項）（独立行政法人農畜産業振興機構・指摘金額 82億8413万円） **17億円（24年試算:-）** A (イ) 34
- (23) 独立行政法人農畜産業振興機構が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの（21年度p830・処置要求事項）（独立行政法人農畜産業振興機構

・指摘金額 368億6143万円) 14億円(24年試算:115億円) A (イ) 35

(24) 国民健康保険の財政調整交付金の交付額の算定を適切なものにするため、退職被保険者等のそ及適用に伴う一般被保険者数の調整を的確に行うよう改善させたもの(20年度p281・処置済事項)(厚生労働省・指摘金額 28億6294万円) 14億円(24年試算:14億円) E (ウ) 36

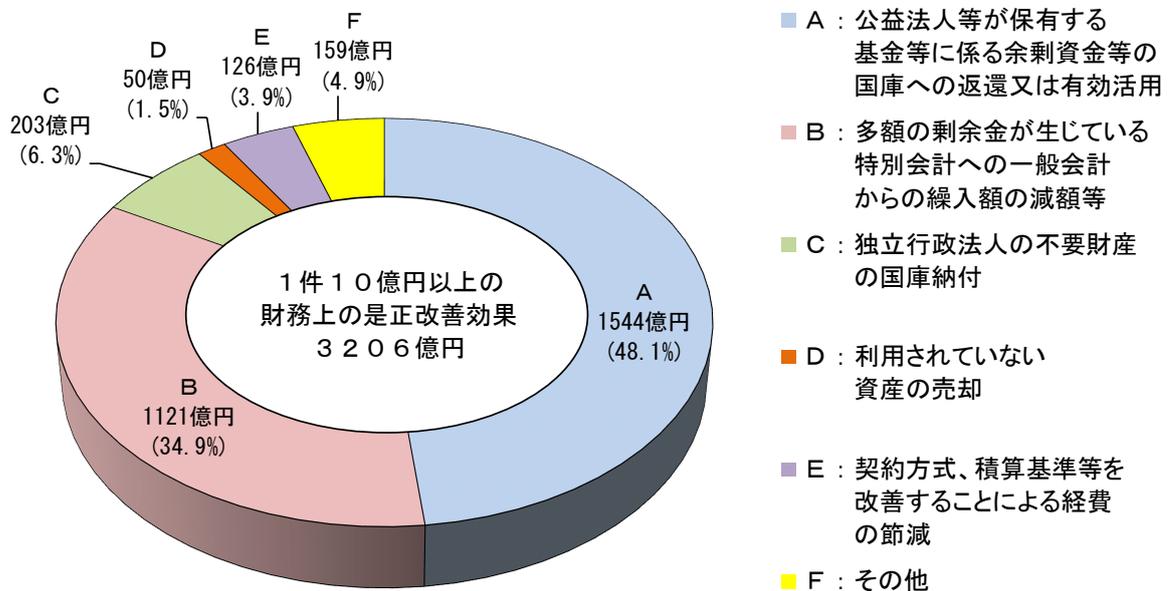
(25) 労働保険事務組合に対する報奨金の交付額の算定方法について上限額を設定するなど報奨金の使途の現状等を踏まえた見直しを行うことにより交付額の縮減を図るなどして、報奨金の交付が適切かつ効果的なものとなるよう意見を表示したもの(21年度p364・意見表示事項)(厚生労働省・背景金額 108億0589万円) 12億円(24年試算:12億円) E (ウ) 37

(26) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの(24年度p211・不当事項)(厚生労働省・指摘金額 12億4712万円) 12億円(24年試算:-) F (ア) 38

(27) 加入者宅等へ作業員を派遣して行う工事の実施に当たり、メタルケーブルの心線を再接続する作業のみを行う非効率な工事の発生を防止して回線維持費用の節減を図るよう改善させたもの(21年度p910・処置済事項)(西日本電信電話株式会社・指摘金額 18億3630万円) 12億円(24年試算:12億円) E (ウ) 39

(28) 雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの(24年度p223・不当事項)(厚生労働省・指摘金額 10億5050万円) 10億円(24年試算:-) F (ア) 40

(参考図) 1件10億円以上の財務上の是正改善効果(25年試算)の発現態様別構成比



注(1) 端数処理の関係で、発現態様別内訳の金額を集計しても合計の金額とは一致せず、各割合を合計しても100%にはならない。

注(2) 1件10億円以上の財務上の是正改善効果320.6億円は、25年試算の財務上の是正改善効果346.7億円の92.4%を占めている。

- (1) 介護保険における財政安定化基金を適切な基金規模に保つため、都道府県が基金の一部を拠出者に返還することが適切と判断した場合に、基金規模を縮小できるような制度に改めるよう改善の処置を要求したもの（19年度p354・処置要求事項）（厚生労働省・背景金額 575億円）

#### 検査報告の要旨(本院の所見等)

財政安定化基金は、都道府県が管内の市町村の介護保険財政の財源に不足が生じた場合に資金の貸付け・交付を行うために設置するもので、国、都道府県及び市町村は、それぞれその造成額の3分の1を拠出するなどすることとなっている。また、都道府県は、管内市町村における3年間の介護給付費の見込額の総額に国が定めた標準拠出率を参考にして条例で定めた拠出率を乗ずるなどして拠出金を算定することとなっている。検査したところ、基金の保有額は多くの都道府県で基金需要に対応した規模を大きく上回るものとなっていた。

したがって、厚生労働省において、財政安定化基金を適切な規模に保つために、都道府県が基金の一部を各拠出者に返還することが適切と判断した場合には基金規模を縮小できるような制度に改めたり、標準拠出率の算定の考え方を都道府県に対して示すとともに都道府県が適切な拠出率を定めるよう助言したりするなどの処置を講ずる必要がある。

#### 当局の是正改善

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、国が定める標準拠出率の算定の考え方を都道府県に対して示すとともに、各都道府県が基金の保有状況、貸付状況等を十分に検討するなどして適切な拠出率を定めるよう助言した。また、平成24年度に限り都道府県が設置した財政安定化基金の一部を取り崩すことができるよう制度を改正した結果、当該基金の取崩しに伴い、24年度中に544億円(24年試算:-)が国庫に返納された。

- (2) 特別会計への一般会計からの繰入れについて、歳出予算の不用の見込みを繰入額に確実に反映させることにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの（21年度p719・処置要求事項）（国土交通省・指摘金額 15億1536万円）

#### 検査報告の要旨(本院の所見等)

社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定及び港湾勘定並びに自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定において、歳出予算の執行過程で把握していた不用見込額を一般会計からの繰入額に反映させていなかったため、不用見込額に対応する財源を含めて一般会計から繰り入れている事態が見受けられた。したがって、国土交通省において、特別会計における執行過程で把握した不用の見込みを一般会計からの繰入額に確実に反映させる処置を講ずる必要がある。

#### 当局の是正改善

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、地方整備局等に対して不用見込額を十分考慮するなどした上で、支払に必要な額を報告するよう周知徹底し、平成22年度以降は、特別会計における歳出予算の執行過程で把握した不用の見込みを一般会計からの繰入額に反映させることにより、特別会計への一般会計からの繰入額を抑制することとする処置を講じた。

これにより、24年度における社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定及び空港整備勘定並びに自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定において、一般会計からの繰入額を合計482億円(自主調査分51億円を含む。24年試算:497億円(自主調査分58億円を含む。))減額する措置が執られた。

(3) 国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの（24年度p475・処置済事項）（経済産業省・指摘金額 449億1384万円）

#### 検査報告の要旨(本院の所見等)

国は、法人等に基金を設置造成して単年度では完結しない特定の目的を持つ公益性の高い事業を継続して行わせ、その設置造成に必要な経費の全部又は一部について国庫補助金等を交付している。

基金基準によると、基金法人及び所管府省は、少なくとも5年に1回は定期的に見直しを行うこと、定期的な見直しの際には、使用見込みが低いと判断される基金について、基金の財源となっている国庫補助金等の国庫への返納等、その基金の取扱いを検討し、公表することとされている。また、新規申請の受付を終了した後も既採択分の支払等の後年度負担が発生する事業については、新規申請の受付を終了した時点で、直ちに国庫への返納等の検討に着手することとされており、受付を終了した年度以降、毎年度、支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、基金法人及び所管府省は、その基金の取扱いを検討し、公表することとされている。

しかし、経済産業省が国庫補助金等を交付して3基金法人に設置造成させた6基金について、新規申請の受付が終了した基金についての取扱いの検討を行っていなかったことなどにより、使用見込みのない額が滞留していて、改善の必要があると認められた。

#### 当局の是正改善

経済産業省は、本院の指摘に基づき、6基金に係る使用見込みのない額のうち国庫補助金等相当額を国庫へ返納するよう3基金法人に指示等した。そして、平成25年8月までに、3基金法人のうち2基金法人が4基金に係る使用見込みのない額447億円(24年試算:-)を国庫へ返納した。

- (4) 建設国債の発行により調達されて、一般会計から特別会計に繰り入れられた資金に係る剰余金等の使途等について、建設国債の発行に対して法律上設けられている制限を形がい化することなどが無いようにするための方策を検討するよう意見を表示したもの（20年度p132・意見表示事項）（財務省・背景金額 785億8378万円）

#### 検査報告の要旨(本院の所見等)

財務省は、国の歳出需要を賄うための財源として公債を発行しており、公共事業費又は貸付金の財源に充てるために建設国債の発行により調達されて一般会計から特別会計に繰り入れられた資金については、不用により剰余金となったり、償還により回収された資金に貸付金として使用する予定がなかったりする場合には予算で定めるところにより一般会計の歳入に繰り入れることができることとなっている。しかし、特別会計に繰り入れられた資金に係る剰余金等が特別会計の歳入に計上されて、消費的支出の財源に充てられたり、後年度の公共事業費等の財源に充てられたりなどしている事態が見受けられた。したがって、財務省において、剰余金等の使途等に留意して、剰余金等が消費的支出の財源に使われて建設国債の発行に対して法律上設けられている制限を形がい化したり、一般会計に繰り入れられないまま財源の既得権化による財政の硬直化を招いたりすることが無いようにするための方策を検討する必要がある。

#### 当局の是正改善

財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、貸付金の償還等により生じた特別会計の剰余金について、一般会計に繰り入れられないまま財源が既得権化して財政の硬直化を招くことが無いよう、歳出を厳しく精査し、歳出財源として充てる見込みのない額を一般会計へ繰り入れることなどに取り組むこととする処置を講じた。

そして、貸付金の償還により生じた剰余金のうち、食料安定供給特別会計において265億円(24年試算:354億円)及び社会資本整備事業特別会計において75億円(24年試算:38億円)を平成25年7月までにそれぞれ一般会計へ繰り入れる措置が執られた。

- (5) 特別会計への一般会計からの繰入れについて、繰入超過額を減額して繰り入れることとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに繰入れの対象となる利子の支払に実際に必要となる額のみを繰り入れることにより繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの（21年度p347・処置要求事項）（厚生労働省・指摘金額 1198億3277万円）

#### 検査報告の要旨(本院の所見等)

労働保険特別会計雇用勘定については、特別会計に関する法律第105条の規定により、一般会計からの繰入金があるが雇用保険法第66条等の規定による国庫負担金の額に対して超過した場合には、当該超過額に相当する金額は翌年度において国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額することとされているが、繰入超過額を減額せずに一般会計からの繰入金がある繰り入れられている事態が見受けられた。

また、年金特別会計健康勘定については、旧厚生保険特別会計において生じた損失の額等の累積債務に係る利子の支払財源に充てるため、一般会計から繰入れを行っているが、累積債務に係る利子の支払実績額がその歳出予算額を下回っているのに、一般会計からの繰入れを減額していない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、労働保険特別会計雇用勘定については、これまでの繰入超過額を一般会計からの繰入金から速やかに減額等するとともに、今後は繰入超過額の減額等を適正に行い、年金特別会計健康勘定については、利子の支払に実際に必要となる額のみを一般会計から繰り入れる処置を講ずる要がある。

#### 当局の是正改善

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、一般会計からの繰入れを適正化することとし、平成24年度における労働保険特別会計雇用勘定については、23年度の繰入超過額を一般会計からの繰入金から減額する処置を講じ、一般会計からの繰入額を174億円(24年試算:866億円)減額する措置を執った。そして、24年度における年金特別会計健康勘定については、利子の支払に実際に必要な金額のみを一般会計から繰り入れることにより一般会計からの繰入額を106億円(24年試算:15億円)減額する措置を執った。

(6) 各府省所管の公益法人の財務等の状況について（20年度p800・国会要請事項の報告）

検査報告の要旨(本院の所見等)

各府省所管の公益法人の中には、国等からの支出を受けているものや、国等の補助金を原資とした基金を保有しているものが多数あり、これに対して国等からは多額の支出がなされているが、補助事業の実施、財務の透明性、内部留保額等の算出、基金事業の運営等の面で課題が見受けられる。

したがって、各府省は、今後、新たな公益法人制度の趣旨を踏まえつつ、次の点に留意して、公益法人に対する国等の支出が経済的、効率的に行われて、その効果が十分上がるよう努める必要がある。

基金事業の運営については、今回の検査において検討すべき事態が見受けられた基金について早急に実効性のある見直しを行って所要の処置を講ずる。

また、これらを含めて、今後の基金事業の運営に当たっては、事業実績や保有倍率を考慮に入れて利用条件や基金規模の検討を常に行うとともに、基金設置の趣旨に沿った管理や基金の国庫返納の際の損失発生を回避する手段の検討について公益法人を指導する。さらに、定量的な目標の策定とこれに基づく適切な目標達成度の評価及び基金事業の見直しに努める。

当局の是正改善

基金の必要性や基金規模の検討を行った結果、平成24年度中に、12公益法人の14基金について計203億円(24年試算:285億円)が国庫へ返納された。

(7) 独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援勘定等における政府出資金について、2種類の政府出資金が果たしている役割に重複している部分があることを考慮して必要な処置を講ずることにより、適切な規模とするよう意見を表示したもの（22年度p801・意見表示事項）（独立行政法人住宅金融支援機構・指摘金額 290億7030万円）

#### 検査報告の要旨(本院の所見等)

国は、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業等を円滑に実施させるため、証券化支援勘定及び住宅融資保険勘定(以下「証券化支援勘定等」という。)へ出資を行っている。そして、これらの政府出資金には、運用益対応出資金とリスク対応出資金の2種類がある。しかし、国土交通省において、それぞれが果たしている役割に重複があることを政府出資金の必要額の算定に反映しておらず、また、機構において、不要財産の国庫返納に係る見直しも十分でないまま、政府出資金約290億7030万円(試算額)について必要額を超えて保有しているものと認められる。したがって、国土交通省及び機構において、運用益対応出資金とリスク対応出資金のそれぞれが果たしている役割に重複している部分があることを考慮して真に必要な政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、機構において国庫に返納したり、国土交通省において追加出資の際にその分を控除したりするなど必要な処置を講ずることにより、証券化支援勘定等における政府出資金を適切な規模とする要がある。

#### 当局の是正改善

国土交通省及び機構は、平成24年3月末の機構の事業の一部廃止に伴う減資を反映した政府出資金の額を基に必要な政府出資金の額を算定して、運用益対応出資金のうち223億円について低減することとした。そして、このうち100億円については、国土交通省において同年4月に機構に追加出資を行う際にその額に相当する額を控除しており、残りの123億円(24年試算:-)については、機構において同年11月に国庫に返納して、政府出資金を減額した。

(8) 特定国有財産整備特別会計の貸借対照表に計上されている資産のうち剰余となっている不動産を一般会計へ無償で所属替等するとともに、今後剰余となる不動産が生じた場合も同様に一般会計へ無償で所属替等することにより、国有財産の有効活用を図るよう改善の処置を要求した（22年度p146・処置要求事項）（財務省・指摘金額 618億8817万円）

#### 検査報告の要旨(本院の所見等)

財務省は、国の庁舎等その他の施設の用に供する国有財産について、その使用の効率化や配置の適正化を図るなどのために特定国有財産整備計画(以下「整備計画」という。)を事案ごとに策定し、整備計画による事業に関する経理は特定国有財産整備特別会計(以下「特々会計」という。)で経理していた。そして、特々会計は平成21年度限りで廃止され、同年度末において未完了となっている整備計画による事業に関する経理は、財政投融资特別会計に特定国有財産整備勘定(以下「特定勘定」という。)を設けて行うこととされた。しかし、特々会計の21年度末貸借対照表には多額の資産・負債差額が生じており、新施設が整備済みであって整備費の支払も完了している整備計画については今後整備費は発生しないため、当該整備計画に係る不動産が今後の整備費を賄うためには必要でなく剰余となっている事態が見受けられた。

したがって、財務省において、剰余となっている不動産を特定勘定から一般会計へ無償で所属替等するとともに、 今後は、整備費の発生の有無を勘案するなどして剰余となる不動産の有無について分析等を行い、剰余が生じた場合は一般会計へ無償で所属替等することにより、 国有財産の有効活用を図る要がある。

#### 当局の是正改善

財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年4月に国有財産台帳価格計97億円(21年度末時点計96億円。24年試算:471億円)の剰余となっている不動産について特定勘定から一般会計へ無償で所属替等するとともに、 今後は、整備費の発生の有無を勘案するなどして剰余となる不動産の有無について分析等を行い、剰余が生じた場合は一般会計へ無償で所属替等することにより、 国有財産の有効活用を図る処置を講じた。

- (9) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が第2種信用基金により実施している債務保証業務について、その利用実態に応じた事業規模となるように、基金の額を適切に見直すよう意見を表示したもの（21年度p527・意見表示事項）（経済産業省・指摘金額 461億4975万円）

#### 検査報告の要旨(本院の所見等)

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、経済産業大臣等から事業計画の認定を受けた事業者又は法律に基づく事業に対して、民間金融機関からの借入等による事業資金を円滑に調達するために、第2種信用基金による債務保証を実施しており、当該債務保証業務のための原資として、政府から出資金を受けるなどしている。しかし、同基金による事業再構築円滑化等債務保証等の利用が極めて低調となっていて、政府出資金等を財源としている同基金が有効に活用されていない事態が見受けられた。

したがって、経済産業省及び機構において、債務保証の利用実態を分析するなどした上で債務保証制度の所期の目的が達成されるための方策を検討し、今後も利用の増大が見込めない場合は、利用実態に応じた事業規模となるように基金の額を適切に見直す必要がある。

#### 当局の是正改善

経済産業省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、金融機関等の債務保証制度の利用者から意見を聴取したり、金融機関等での勉強会等を開催したりするなどして、引き続き利用の促進を図り、債務保証制度の所期の目的が達成されるための方策を検討する処置を講じていた。

そして、経済産業省及び機構は、平成23年度末までの実績を踏まえて、利用実態に応じた事業規模となるように基金の額を見直して、25年3月に、必要見込額を控除するなどした額に相当する80億円(24年試算:-)を不要財産として国庫に納付した。

(10) 国土交通省が被災住宅再建対策事業費補助金を交付して公益法人に造成させている基金について、使用する見込みのない資金を国庫に返納させるなどして、基金規模の見直しを図るよう改善の処置を要求したもの（22年度p563・処置要求事項）（国土交通省・指摘金額 230億6090万円）

#### 検査報告の要旨(本院の所見等)

国土交通省は、阪神・淡路大震災により被災した住宅の再建を促進するため、兵庫県が行う被災住宅再建対策事業に対して国庫補助金を交付し、兵庫県は財団法人兵庫県住宅建築総合センターに交付を受けたこの国庫補助金と同額の補助金を交付している。そして、同センターは、これにより住宅復興助成基金を造成して、再建住宅の建設又は購入を行う者が独立行政法人住宅金融支援機構等から貸付けを受ける場合に、貸付利率のうち2.5%を超える部分(最大で0.5%)の利息相当額について5年間利子補給を行う業務を行っている。しかし、平成9年9月以降は、貸付利率が2.5%を下回っていることなどから、17年度以降は、利子補給業務の実績がなく、今後における基金の需要額に対し過大となっている額が、基金規模の見直しを行わないまま利子補給業務の完了まで当該基金に滞留する見込みとなっている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、早期に国庫に返納させる手続を進めるなどして、基金規模の見直しを図るよう処置を講ずる要がある。

#### 当局の是正改善

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、利子補給業務に使用する見込みのない資金を早期に国庫に返納させる手続の詳細について兵庫県と調整を行い、24年3月に、使用する見込みのない資金のうち一部を国庫に返納させるとともに、残額についても26年3月までに返納することとした報告書の提出を受けるなどして、基金規模の見直しを図る処置を講じていた。

これにより、利子補給業務に使用する見込みのない資金70億円(24試算:90億円)が24年度中に国庫へ返還された。

(11) 株式会社整理回収機構が保有する平成11、12両年度の整理回収業務から生じた利益に係る資金について、その有効活用を図るため、預金保険機構を通じて国に納付させるなど、国の財政に寄与する方策を検討するよう意見を表示したもの（21年度p80・意見表示事項）（内閣府（金融庁）・指摘金額 1837億7314万円）

#### 検査報告の要旨（本院の所見等）

株式会社整理回収機構は、預金保険機構からの委託を受けて同機構に代わり破綻金融機関等から資産を買い取るとともに、買い取った資産の管理及び処分を行うなどの整理回収業務を実施しており、平成11、12両年度の整理回収業務から生じた利益1837億7314万余円を余裕資金として保有していた。これは、当該利益については、13年4月施行の預金保険法の改正時に、整理回収業務から生じた利益については全て預金保険機構に納付することとした改正後の規定を適用しないこととされたことによるものである。しかし、同法の改正当時と比べて金融情勢等が変化してきているなどの状況において、上記の資金が、整理回収機構に余裕資金として保有されている事態は適切とは認められない。したがって、金融庁において、当該資金の有効活用を図るため、預金保険機構を通じて国に納付させたり、同機構において今後発生し得る国庫負担に充当したりするなど、国の財政に寄与する方策を検討する必要がある。

#### 当局の是正改善

金融庁は、23年度中に、本院指摘の趣旨に沿い、機構が11、12両年度に行った整理回収業務から生じた利益に係る資金1837億7314万余円の全額を、整理回収機構の住専勘定に生じたいわゆる二次損失の政府負担分の充当財源として、当該資金を管理している整理回収機構の特例業務勘定（同法においては、「協定後勘定」と規定されている。）から住専勘定に繰り入れるなどの処置を講じ、このうち1769億円が二次損失の政府負担分に充当された。

そして、二次損失の政府負担分に充当された後の残余の68億円（24年試算：1769億円）が、24年7月に預金保険機構の住専勘定を通じて国庫に納付された。

(12) 取り崩される見込みのない中小企業金融安定化特別基金について、緊急保証による欠損の補てんにも充当できるようにするなど、有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの（20年度p414・処置要求事項）（経済産業省・指摘金額 391億3005万円）

検査報告の要旨(本院の所見等)

平成10年度から12年度まで実施された中小企業金融安定化特別保証から生ずる損失の補填を行うために国の補助金を原資として各信用保証協会に設置された中小企業金融安定化特別基金について、将来の損失の発生見込みなどから試算すると、同基金のうち391億3005万円は取り崩されることなく信用保証協会に保有され続けることが見込まれる。また、20年10月に緊急保証制度が創設されて以降、特別保証から緊急保証等への借換えにより、更に同基金が使用されなくなるという事態も見受けられた。しかし、現行の制度では、同基金は特別保証の収支計算に係る欠損の補填にのみ充てることができるとされており、緊急保証に係る損失処理等には使用できないこととなっている。したがって、経済産業省において、同基金の用途が特別保証による欠損の補填に限定されている現行の制度を改めて、緊急保証による欠損の補填にも充当できるようにするなどして同基金の有効活用を図る要がある。

当局の是正改善

経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、信用保証協会法施行規則の一部を改正する命令を定め、21年度末をもって中小企業金融安定化特別基金を廃止した。そして、同年度末に同基金残高のあった信用保証協会は、同年度の決算において同基金残高計410億円を損失補償金勘定へ振り替え、24年度中にこのうち63億円(24年試算:123億円)について緊急保証による欠損の補填に充当した。

(13) 厚生労働省が医療施設耐震化臨時特例交付金を交付して都道府県に造成させている基金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの（22年度p317・処置要求事項）（厚生労働省・指摘金額 16億2985万円）

#### 検査報告の要旨(本院の所見等)

厚生労働省は、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等のうち、都道府県が指定した医療機関の耐震化整備を行うための基金造成に必要な経費として、都道府県に対して、平成21、22両年度に交付金を交付している。しかし、指定した医療機関等が耐震化整備の実施を辞退したことにより、一部の交付金が不要となる事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、新たに耐震化整備を実施する医療機関の指定が可能となるように運営要領等を改正するなどして基金の有効活用を図るとともに、新たに指定する医療機関がないなど基金を活用する見込みがない場合は、活用されずに不要となる交付金を早期に国庫に返還させる仕組みを作る処置を講ずる必要がある。

#### 当局の是正改善

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、23年12月に医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領を改正して、新たに耐震化整備を実施する医療機関を23年度末までに指定することが可能となるようにしたり、活用されずに不要となる交付金は基金の解散を待つことなく早期に国庫に返還できる仕組みを作ったりする処置を講じていた。

これにより、24年度中に、16県において不要となる交付金の額計51億円(24年試算：-)が国庫へ返還された。

(14) ニュータウン整備事業について、長期未処分地の需要を喚起するための方策を検討したり、土地の時価を算定する際の精度の向上に向けた取組を行ったりするなどして、事業完了に向けた取組が計画的かつ的確に行われるよう意見を表示したもの（23年度p890・意見表示事項）（独立行政法人都市再生機構・指摘金額 936億3820万円、背景金額 1兆6019億円）

#### 検査報告の要旨(本院の所見等)

独立行政法人都市再生機構は、ニュータウン整備事業を実施しており、平成25年度までに工事を完了し、30年度までに土地の供給・処分完了に向けた取組を推進することとされている。しかし、造成工事に着手できない地区があり25年度までに工事を完了できないおそれがあったり、長期未処分地があり事業効果が発現していなかったり、仕掛不動産勘定等に係る土地の時価が地区によっては簿価を下回っている可能性があったり、宅地造成等経過勘定の繰越欠損金の解消方策を明確にしていなかったりする事態が見受けられた。

したがって、機構において、工事完了までの工程を明確に定めて区域の縮小等について関係機関等との協議等を十分に行ったり、長期未処分地の需要を喚起するための方策等を検討した上でこれまで以上に地方公共団体等の協力を得るよう努めたり、土地の時価を算定する際の精度の向上に向けた取組を行ったり、繰越欠損金の解消方策を検討したりする必要がある。

#### 当局の是正改善

機構は、本院指摘の趣旨に沿い、長期未処分地について、24年11月に通知を発し、需要を喚起するための各種方策を実施したり、より需要が見込まれる土地利用種別への変更等を検討した上でこれまで以上に地方公共団体等の協力を得られるよう当該地方公共団体等と協議したりするなどの処置を講じた。

これにより、機構は、24年度中において、長期未処分地であった11地区17画地を処分し、50億円(24年試算:-)の譲渡収入等を得た。

(15) 賃貸マンション等の取得に係る消費税額のうち非課税売上げである家賃収入に対応する部分の額が、国に適切に納付されることとなるための措置を講ずるよう意見を表示したもの（20年度p126・意見表示事項）（財務省・指摘金額 6億3041万円）

#### 検査報告の要旨(本院の所見等)

賃貸マンション等の取得に当たり、免税事業者が課税事業者になることを選択した上で、自動販売機を設置するなどして、取得した課税期間における課税売上割合を95%以上にすることにより、家賃収入が非課税売上げであるため通常であれば仕入控除税額とならない賃貸マンション等の取得に係る消費税額の全額を仕入控除税額として還付を受けているのに、建物等の一定の固定資産を取得した後に課税売上割合が著しく減少した場合の消費税額の調整を免れて、調整額に相当する額が国に納付されていない事態が見受けられた。

したがって、財務省において、賃貸マンション等の取得に係る消費税額のうち非課税売上げである家賃収入に対応する部分の額が、国に適切に納付されることとなるための措置を講ずる要がある。

#### 当局の是正改善

財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、消費税額の納付に係る適正化のため、免税事業者が課税事業者になることを選択した上で建物等の一定の固定資産を取得した場合においては、その取得後に課税売上割合が著しく減少した場合の消費税額の調整を行い、消費税額の納付の適正を確保することを目的とした消費税法の一部改正を含む所得税法等の一部を改正する法律案を作成した。そして、消費税法の一部改正を含む所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)は、平成22年3月31日に公布され、消費税法の一部改正に係る当該改正部分については同年4月1日から施行された。

これにより、賃貸マンション等の取得に係る消費税額の全額を仕入控除税額として還付を受けること自体が発生しなくなると見込まれ、平年度で国に納付される消費税額が39億円(24年試算:39億円)増加すると推定される。

(16) エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金について、当面の間は資金残高の規模を縮減させるとともに、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう意見を表示したもの（22年度p452・意見表示事項）（経済産業省・指摘金額 657億円）

#### 検査報告の要旨(本院の所見等)

エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金(以下「整備資金」という。)は、原子力発電施設等の設置を円滑に進めるための電源立地地域対策交付金の一部に対応できるようにあらかじめ資金として積み立てることにされたものである。しかし、原子力発電所の事故等により、原子力発電施設の着工までには今後も長期間を要し、整備資金に係る需要が増大する時期についても更に遅れることが見込まれるにもかかわらず、当面需要が見込まれない多額の資金が滞留しているなどの事態が見受けられた。

したがって、経済産業省において、整備資金の積立ての対象とされている14基の原子力発電施設のうち、当面の間は、着工済み3基のみを対象にするなどして、資金残高の規模を縮減させるとともに、エネルギー基本計画の見直しなどを踏まえて、今後整備資金に係る需要額の算定が必要になる場合には、原子炉設置許可申請を着工の確実性の指標にするなどして需要額の算定対象とする原子力発電施設を選定することにより積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう、経済産業大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

#### 当局の是正改善

資源エネルギー庁は、本院指摘の趣旨に沿い、整備資金について、25年4月に38億円(24年試算:-)を取り崩して資金残高の規模を縮減した。

(17) 確定申告後の更正に基づく中間納付額等の還付金に係る還付加算金の計算期間について、申告納税額の過誤納金に係る還付加算金の計算期間との均衡を考慮した適切なものとするよう意見を表示したもの（21年度p173・意見表示事項）（財務省・指摘金額 10億6509万円）

#### 検査報告の要旨(本院の所見等)

税務署長が国税を還付する場合には、所定の日の翌日から還付金又は過誤納金の支払決定日までの期間に応じて算出した還付加算金を付して還付することとされている。しかし、確定申告後の更正に基づく中間納付額等の還付金について、還付加算金の計算期間に税務当局が還付金の発生を認識できないなどの期間が含まれているため、還付加算金が多額に支払われていて、確定申告後の更正に基づく申告納税額の過誤納金に係る還付加算金の場合と均衡を欠いている事態が見受けられた。

したがって、財務省において、確定申告後の更正に基づき中間納付額等の還付金として還付される場合における還付加算金の計算期間について、申告納税額の過誤納金に係る還付加算金の計算期間との均衡を考慮した適切なものとする要がある。

#### 当局の是正改善

財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、確定申告により確定した法人税及び消費税が更正に基づき中間納付額等の還付金として還付される場合における還付加算金の計算期間について、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後1月を経過する日までの日数は当該計算期間に算入しないこととするなどの法人税法(昭和40年法律第34号)及び消費税法(昭和63年法律第108号)の一部改正を含む「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」を作成する処置を講じていた。そして、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第82号)は、平成23年6月30日に公布され、24年1月1日から施行された。

これにより、上記還付加算金の計算期間が短縮され、平年度で支払われる還付加算金が33億円(24年試算:33億円)減少すると推計される。

(18) 還付金が高額となっている申告について他の還付申告と区別するなどして支払事務に要する日数を短縮することなどにより、還付加算金の節減を図るよう改善の処置を要求したもの（20年度p138・処置要求事項）（財務省・指摘金額 27億8942万円）

#### 検査報告の要旨(本院の所見等)

税務署長は、還付金を還付する場合には、所定の日の翌日から支払決定日までの日数に応じて、還付金の額に一定の割合を乗じて計算した金額を還付加算金として合わせて支払うこととされている。還付金額が高額な申告、特に上場法人等の還付申告や輸出業者の消費税に係る還付申告を他の還付申告と区分していないことなどから支払事務に多くの日数を要していて、その結果、還付加算金を多額に支払っている事態が見受けられた。

したがって、国税庁において、還付金額が高額な申告について、他の還付申告と区分して早期に支払事務が完了するよう、国税局等及び税務署に対して十分な指導及び監督を行うことなどの処置を講ずる要がある。

#### 当局の是正改善

国税庁は、本院指摘の趣旨に沿い、平成22年7月に国税局等に対して事務連絡を発して、還付金額が高額な申告を他の申告と区分すること、この区分した高額な申告の支払を優先して処理するなどして高額還付事案の早期処理に努めることを指示し、各国税局等は、この事務連絡に基づいて23年3月までに、還付金額が高額な申告を他の申告と区分する際の具体的な金額の基準を設定して管内の税務署に通知するなどの処置を講じた。

これにより、還付金の支払事務の適正化が図られた結果、同様の事態が未然に防止され、27億円(24年試算:27億円)の是正改善効果が生じたと推計される。

(19) 公立の義務教育諸学校等施設の整備に要する経費に充てるための交付金について、契約金額に基づき額の確定を行うことにより、交付金事業を経済的かつ効率的に実施するよう改善させたもの（22年度p174・処置済事項）（文部科学省・指摘金額 52億7203万円）

#### 検査報告の要旨(本院の所見等)

文部科学省は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等に基づき、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるため、地方公共団体に対し、安全・安心な学校づくり交付金(以下「交付金」という。)を交付する事業(以下「交付金事業」という。)を実施している。

検査したところ、交付金事業について、設計金額等に基づき確定額を算定していたため、契約金額に基づき確定額を算定した場合と比較して交付金の交付額が増加している。同額の事業を実施した場合でも地方公共団体間で交付金の交付額が区々となったり、交付金をより多数の施設整備事業に充当する機会を逸していたりする事態は、国費の経済的かつ効率的な執行の重要性からみて適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### 当局の是正改善

本院の指摘に基づき、文部科学省は、交付金に代えて平成23年度から執行される学校施設環境改善交付金について、同額の事業を実施した場合でも地方公共団体間で交付金の交付額が区々となる状況を解消するとともに、昨今の我が国の財政状況を踏まえ、限られた予算で、より多数の公立の義務教育諸学校等施設の整備の促進を図るため、23年6月に各都道府県に通知を発して、契約金額に基づき確定額を算定し、これに基づき額の確定を行うこととする処置を講じた。

これにより、契約金額に基づき確定額を算定することで交付金の交付額が1か年当たり26億円(24年試算:26億円)減少する是正改善効果が生じたと推計される。

(20) 国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの（24年度p557・処置済事項）（国土交通省・指摘金額 24億6469万円）

#### 検査報告の要旨(本院の所見等)

国は、法人等に基金を設置造成して単年度では完結しない特定の目的を持つ公益性の高い事業を継続して行わせ、その設置造成に必要な経費の全部又は一部について国庫補助金等を交付している。

基金基準によると、基金法人及び所管府省は、少なくとも5年に1回は定期的に見直しを行うこと、定期的な見直しの際には、使用見込みが低いと判断される基金について、基金の財源となっている国庫補助金等の国庫への返納等、その基金の取扱いを検討し、公表することとされている。また、新規申請の受付を終了した後も既採択分の支払等の後年度負担が発生する事業については、新規申請の受付を終了した時点で、直ちに国庫への返納等の検討に着手することとされており、受付を終了した年度以降、毎年度、支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、基金法人及び所管府省は、その基金の取扱いを検討し、公表することとされている。

しかし、国土交通省が国庫補助金を交付して3基金法人に設置造成させた3基金について、新規申請の受付が終了した基金についての取扱いの検討を行っていなかったり、使用見込みの低い基金についての取扱いの検討を行っていなかったりしていたことにより、使用見込みのない額が滞留していて、改善の必要があると認められた。

#### 当局の是正改善

国土交通省は、本院の指摘に基づき、3基金に係る使用見込みのない額のうち国庫補助金等相当額を国庫へ返納するよう3基金法人に指示等した。そして、平成25年9月までに、3基金法人が3基金に係る使用見込みのない額のうち国庫補助金等相当額24億円(24年試算:-)を国庫へ返納した。

(21) 特別会計への一般会計からの繰入れについて、国が実際に支払うべき国庫負担額を繰入金額とすることなどにより繰入れを適正化するよう是正改善の処置を求め、不用になる額が確定しているのにこれを翌年度の財源とするため繰入予算額全額を繰り入れることを行わないようにするための方策を検討したり、繰入れの対象となる経費に係る歳出予算の執行の見込みや不用の見込みを繰入額に確実に反映させたりすることにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう意見を表示し、及び改善の処置を要求したもの（21年度p444・処置要求及び意見表示事項）（農林水産省・指摘金額 409億5484万円）

#### 検査報告の要旨(本院の所見等)

農業共済再保険特別会計の家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定においては、一般会計からの繰入金为国庫が実際に負担すべき共済掛金の金額を超えて過大になっていた。そして、食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定においては歳出予算の執行過程で把握した執行見込額を、国有林野事業特別会計においては歳出予算の執行過程で把握した不用見込額を、それぞれ一般会計からの繰入額に反映させていなかった。  
したがって、農林水産省において、一般会計からの繰入れの適正化を図るなどの処置を講ずる要がある。

#### 当局の是正改善

農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、農業共済再保険特別会計において、共済の引受実績等を一般会計からの繰入額に反映させることとし、平成24年度は果樹勘定において0.4億円(24年試算:-)の減額措置を執った。そして、国有林野事業特別会計において、年度末の収支や資金動向の見通しを踏まえ、歳出予算の執行過程で把握した不用見込額を一般会計からの繰入額に反映させることとし、24年度は14億円(自主調査分0.2億円を含む。24年試算:43億円(自主調査分:-))の減額措置を執った。また、食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定においては、歳出予算の執行過程で把握した執行見込額を一般会計からの繰入額に反映させることとし、24年度は2億円(24年試算:2億円)繰入額が抑制される是正改善効果が生じたと推計される。

(22) 公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの（22年度p723・処置要求事項）（独立行政法人農畜産業振興機構・指摘金額 82億8413万円）

検査報告の要旨(本院の所見等)

独立行政法人農畜産業振興機構は、農林水産省からの交付金を財源として地方畜産団体に対して補助金を交付しており、地方畜産団体が実施する事業の中には当該補助金を財源として基金を造成しているものがある。このうち運用型の基金である運営特別基金及び運営基盤強化基金については、近年の低金利状況下において、運用益が少額になっていることなどにより運用型の基金事業として実施する必然性が乏しい状況になっていて、運用益を事業の安定的な財源にするという基金の役割が著しく低くなっているのに、多額の資金が保有されていた。

したがって、農林水産省及び機構において、両基金に係る補助金相当額を国又は機構に返還させた上で、これまで両基金が充てられていた経費の性質に鑑み必要に応じて年度ごとに補助金等を交付することとするなどして、財政資金の有効活用を図る要がある。

当局の是正改善

農林水産省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、運営基盤強化基金については、平成23年度末に同基金を廃止して、補助金相当額計17億円(24年試算:-)を24年度中に地方畜産団体から機構に返還させた。

(23) 独立行政法人農畜産業振興機構が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの（21年度p830・処置要求事項）（独立行政法人農畜産業振興機構・指摘金額 368億6143万円）

#### 検査報告の要旨(本院の所見等)

農林水産省又は独立行政法人農畜産業振興機構の補助金等の交付を受けて実施される事業には、補助金等の交付を受けた公益法人等が、当該補助金等を財源として造成した基金により、畜産関係団体や生産者等に対して貸付け、債務保証、利子助成、補助等を行っているものがある。これらの基金のうち機構所管の14基金において、①生産物価格の低落等の異常時に備えるためとして、必要以上に多額の資金を保有していたり、②当面使用する見込みのない多額の資金を保有していたり、③事業実績額等の支出が借受者からの貸付金の回収額等の収入を下回るなどして必要以上に多額の資金を保有していたりなどして、貴重な財政資金が有効に活用されていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省及び機構において、各基金に係る事業の在り方について幅広く検討し、上記の基金を造成している公益法人等に、補助金等相当額を国又は機構に返還させた上で必要に応じて年度ごとに補助金等を交付することにより事業を実施させたり、資金保有額を縮減して補助金等相当額を国又は機構に返還させたりなどして、財政資金の有効活用を図る要がある。

#### 当局の是正改善

農林水産省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、基金の規模や事業内容についての見直しを行い、平成24年度中に機構所管の2基金において基金を廃止するなどして補助金等相当額計14億円(24年試算:115億円)を機構に返還させた。

(24) 国民健康保険の財政調整交付金の交付額の算定を適切なものにするため、退職被保険者等のそ  
及適用に伴う一般被保険者数の調整を的確に行うよう改善させたもの（20年度p281・処置済事  
項）（厚生労働省・指摘金額 28億6294万円）

#### 検査報告の要旨(本院の所見等)

国民健康保険については、国庫助成が行われており、市町村が行う国民健康保険に  
ついて財政調整交付金が交付されている。交付額の算定に用いる平均一般被保険者数  
は、各市町村が厚生労働省に対して毎月報告している月報に計上した各月末時点の一  
般被保険者数を用いることとされている。そして、退職被保険者等のうち、そ及適用  
を行ったそ及退職被保険者等がいる場合は、月報に計上した一般被保険者からそ及退  
職被保険者等の数を控除して、一般被保険者数の調整を行うこととされている。

検査したところ、同交付金の交付額の算定に当たり、通知等にそ及退職被保険者等  
の数を控除するための具体的な調整方法を明示していなかったことなどのため、市町  
村において、一般被保険者数からそ及退職被保険者等の数を控除する調整が行われて  
おらず、平成18、19両年度で交付金が28億円過大に算定される結果となっていた。

#### 当局の是正改善

厚生労働省は、21年1月に都道府県に対して通知等を発し一般被保険者数からそ及  
退職被保険者等の数を控除する旨の具体的な調整方法を明示して、これを周知するな  
どの処置を講じた。

これにより 国民健康保険の財政調整交付金の算定において退職被保険者等のそ及適  
用に伴う一般被保険者の調整の適正化が図られた結果、同様の事態の発生が未然に防  
止され、1か年当たり14億円(24年試算:14億円)の是正改善効果が生じたと推計される。

(25) 労働保険事務組合に対する報奨金の交付額の算定方法について上限額を設定するなど報奨金の使途の現状等を踏まえた見直しを行うことにより交付額の縮減を図るなどして、報奨金の交付が適切かつ効果的なものとなるよう意見を表示したもの（21年度p364・意見表示事項）（厚生労働省・背景金額 108億0589万円）

#### 検査報告の要旨(本院の所見等)

労働保険事務組合に対する労働保険料に係る報奨金について、現在の報奨金交付の意義が事務組合の労働保険料の収納率を高く維持することにあること、また、その使途が事務組合の人件費等の運営費に充当されている現状にあるのに、厚生労働省において、事務組合制度の普及発展等を図るためという従来どおりの交付目的のもとに、報奨金の交付額が労働保険料の納付額等に基づき上限なく算定されている事態や、事務組合において区分経理が十分に行われていないなどして、報奨金の使途が確認できない事態が見受けられた。したがって、厚生労働省において、報奨金の交付目的が事務組合の労働保険料の収納率を高く維持することにあることを明示するとともに、交付額の算定方法について、上限額を設定するなど報奨金が事務組合の運営費に充てられている現状を考慮したものに改め、交付額の縮減を図ったり、事務組合に対して区分経理を適切に行うよう指導監査を徹底し、使途の透明性を確保したりして、報奨金の制度を見直すよう意見を表示した。

#### 当局の是正改善

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、労働保険事務組合報奨金交付要領を改正し、報奨金の交付目的が事務組合の労働保険料の収納率を高く維持することにあることを明示するとともに、「労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令」（昭和48年政令第195号）等を改正し、上限額を設定するなど報奨金の交付額の算定方法を改め、交付額の縮減を図るなどの処置を講じた。

これにより、報奨金の交付額の算定方法が改められた結果、報奨金の交付額が縮減され、1か年当たり12億円(24年試算：12億円)の是正改善効果が生じたと推計される。

(26) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの（24年度p21

1・不当事項）（厚生労働省・指摘金額 12億4712万円）

検査報告の要旨(本院の所見等)

健康保険及び厚生年金保険は、従業員のうちいわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者について、労働時間、労働日数等からみて常用的に使用されている場合には被保険者とする事とされている。そして、その保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとされている。

短時間就労者を多数使用している事業主を中心に、年金事務所等における保険料の徴収の適否について検査したところ、徴収額が12億円不足していた。

当局の是正改善

本院が平成24年度決算検査報告で指摘した徴収不足額12億円(24年試算:-)については、25年5月までに全て徴収決定の措置が執られた。

(27) 加入者宅等へ作業員を派遣して行う工事の実施に当たり、メタルケーブルの心線を再接続する作業のみを行う非効率な工事の発生を防止して回線維持費用の節減を図るよう改善させたもの（21年度p910・処置済事項）（西日本電信電話株式会社・指摘金額 18億3630万円）

#### 検査報告の要旨(本院の所見等)

西日本電信電話株式会社は、作業員を派遣して光ケーブルの新設作業や引込線等の撤去作業等を行う工事(以下「派遣工事」という。)を多数実施している。このうち引込線等の撤去作業においては、将来の新規加入等に備えて空き心線を確保することを目的として、電柱上のメタルケーブルと引込線との分岐点でメタルケーブルの心線をあらかじめ再接続する心線再接続作業を行っている。

検査したところ、加入者数が減少していてメタルケーブルに相当数の空き心線が生じている状況の中で、加入者が不在で加入者宅等で引込線等の撤去作業を行えない場合でも、取り急ぎ行う必要のない心線再接続作業を行うよう指示していたことから、1回の派遣で心線再接続作業のみを行う非効率な派遣工事が発生していて、派遣工事に係る請負工事費が不経済となっている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### 当局の是正改善

本院の指摘に基づき、NTT西日本本社は、平成21年10月及び22年7月に、各支店に対し通知文書を発して、派遣工事において、加入者が不在の場合には心線再接続作業のみを行うとする発注指示を行わないことを徹底するとともに、通信建設会社による加入者への事前連絡を徹底させることにより、非効率な派遣工事の発生を防止して、加入者回線設備の維持に要する費用の節減を図る処置を講じた。

これにより、派遣工事に係る請負工事費が不経済となっている事態が改善され、12億円(24年試算:12億円)の是正改善効果が生じたと推計される。

(28) 雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの（24年度p223・不当事項）（厚生労働省・指摘金額 10億5050万円）

検査報告の要旨(本院の所見等)

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合等における失業の予防その他雇用の安定を図るために、雇用する被保険者について休業若しくは教育訓練又は出向により雇用調整を行った事業主に対して、休業手当等の一部を助成するものである。

雇用調整助成金の支給を受けた事業主から625事業主を選定し、労働局における雇用調整助成金の支給の適否について検査したところ、10億円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなかった。

当局の是正改善

本院が平成24年度決算検査報告で指摘した不当と認める支給額10億円(24年試算:-)については、25年7月までに全て返還の措置が執られた。

## 1 件 1 0 億円未満の財務上の是正改善効果（25年試算）の概要

（単位：件、億円）

### 1. 財務上の是正改善効果の件数、金額の合計

	10億円未満		(参考)10億円以上	
	件数	金額	件数	金額
合計	562	260	28	3206

（注）端数処理の関係で、下記の内訳別の表の金額を集計しても合計の金額とは一致しない。

### 2. 掲記区分別内訳

	10億円未満		(参考)10億円以上	
	件数	金額	件数	金額
不当事項	328	54	2	22
意見表示・処置要求事項	84	104	20	2455
処置済事項	145	91	5	525
特記事項	—	—	—	—
随時報告	1	4	—	—
国会要請事項の報告	3	4	1	203
特定検査状況	1	0	—	—

### 3. 掲記年度別内訳

	10億円未満		(参考)10億円以上	
	件数	金額	件数	金額
平成19年度決算検査報告	10	13	1	544
平成20年度決算検査報告	46	39	6	688
平成21年度決算検査報告	51	59	9	1003
平成22年度決算検査報告	55	28	7	424
平成23年度決算検査報告	187	60	1	50
平成24年度決算検査報告	213	58	4	495

## Q & A

(財務上の是正改善効果と指摘金額等の関係)

Q 1 財務上の是正改善効果と指摘金額、背景金額はどのような関係にあるのですか。

A 1 指摘金額は、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等であり、背景金額は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものであり、これらは不適切、不合理な会計経理の規模あるいはこれらに関連する支出等の規模を表しているものといえます。一方、財務上の是正改善効果は、国等の検査対象機関に一定の期間中に財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善について、計数確認について検査対象機関の協力も得つつ、その規模、程度を金額で表示しているもので、会計検査活動がもたらした効果の一つを表すものといえます。

(検査報告等と是正改善の因果関係)

Q 2 財務上の是正改善効果が得られたのは、全て会計検査院の会計検査活動の結果であるといえるのですか。

A 2 検査報告等に関する財務上の是正改善効果を把握している事項には、本院の会計検査によりはじめて不適切な事態が明らかとなりその是正が図られたものや、本院の是正や改善の要求に基づき、また、本院が事業効果・事業運営等の見地から広く問題を提起して事態の進展を促すなどのため特に検査報告に掲記したことに対応して、検査対象機関において是正改善が図られたものがあります。さらに、検査報告の国会への提出前に随時に国会及び内閣に報告したもの、国会からの検査要請を受けその検査結果を報告したもの、国民の関心が高い問題で特にその検査の状況を明らかにする必要があると認めて検査報告に掲記したもの、については各報告において所要の措置を講ずるなどして改善を図る必要のある事態などについて本院の所見を示しており、これらについて、国会で議論されたり、検査対象機関が本院の所見も踏まえるなどして是正改善策を検討したりなどして、その結果、所要の措置が執られ事態の改善が図られてきているものもあり

ます。

このように、検査報告等に関する財務上の是正改善効果は、専ら本院の会計検査活動によってもたらされたものばかりではなく、本院の会計検査活動、国会での議論、検査対象機関における是正改善の努力等が相まってもたらされたものも含まれています。

(検査報告等に関する財務上の是正改善効果で把握されない是正改善や効果)

Q 3 検査報告等に関する財務上の是正改善効果では把握されていない是正改善や効果はないのですか。

A 3 意見表示・処置要求事項や処置済事項の中には、本院が一部の部局、契約、事業等に係る会計経理を抽出して検査し、不適切、不合理等と認められる会計経理の発生原因となっている仕組み等自体を改善させるものがあります。また、本院の指摘を受けて、検査対象機関が他の部局、契約、事業等で同様の事態がないか点検を行い、その結果、是正改善を行うことがあります。このような場合、本院が検査し、指摘した部局、契約、事業等以外の部分にも財務上の是正改善効果は及ぶこととなりますが、本院において確実に効果の規模が把握できていないものについては、今回の試算には含んでいません。

会計検査活動により得られる効果には様々なものがあり、会計検査活動による直接的な効果であっても、利用が低調な施設や制度の利用率を向上させるなど事業効果の発現を改善したもの、不適切な設計や施工による工事目的の不達成状態に対する手直し工事の実施による是正、会計法令違反や特別会計財務書類等に係る表示の誤り等の是正であって直接財務面での便益にはつながらない是正改善については、財務上の是正改善効果として計上していませんが、それぞれの内容に応じた様々な是正や改善が図られています。

また、検査の結果、検査対象機関において、会計事務に係る是正改善が行われて事務の適正化、効率化や透明性の向上が図られたり、内部統制が十分機能するための体制が整備されたりするなどの効果が生じることがありますが、これらの効果は、通常は金額で表示することが困難であることから、財務上の是正改善効果の対象とはしていません。

さらに、検査の結果は、支出要件の適正化等の形で翌年度以降の予算へ反映されることがあり、これらも会計検査活動によって得られる効果の一つではありますが、その執行が確認できないものや検査報告との因果関係が明確でないものについては、財務上の是正改善効果の対象とはしていません。

加えて、本院は様々な機会を捉えて検査報告掲記事項等を検査対象機関やその内部監

査担当部局に詳しく説明し、その周知を図っており、各府省等が、他の検査対象機関に係る検査報告掲記事項等を参考として、同様の事態の有無を自ら調査して是正する効果や、経理執行等に気を付けるため同様の事態の発生が未然に防止される効果も財務上の是正改善効果の対象とはなりません。

一方、会計検査活動による間接的な効果として、検査対象機関は証拠書類を定期的に本院に提出し書面検査を受けると同時に、毎年あるいは数年に一度は会計実地検査を受けており、これが相当な牽制となって、違法不当な会計経理が未然に防止されていると考えられ、この牽制効果も大変大きな役割を果たしています。

このように本院の会計検査活動は、財務上の是正改善効果として把握したもの以外にも、種々の是正改善や会計規律の維持・向上に役立っています。

(海外の会計検査院における効果の把握状況)

Q 4 海外の会計検査院でも検査の効果を把握しているのですか。

A 4 米国や英国の会計検査院では、検査の効果を把握する取組を行っています。米国会計検査院 (Government Accountability Office, GAO)、英国会計検査院 (National Audit Office, NAO) とも会計検査活動 (による指摘や勧告等) と検査対象機関等で執られた是正、改善の措置との間に因果関係が認められる場合に、検査の効果としています。米国会計検査院では、金額で把握できる検査の効果を財務便益 (Financial Benefit) とし、毎年度の年次報告書 (Performance and Accountability Report) に記載しています。また、英国会計検査院では、検査の効果を財務効果 (Financial Impact) として、年次報告書 (Annual Report and Accounts) にこれを記載しています。一方、検査の効果として金額で把握できる効果を公表していない国もあります。このような違いは、検査の効果に対する各国の考え方が異なることによるものと考えられます。

米国会計検査院と英国会計検査院では、その後の状況をフォローアップするなどして、改善の措置が執られて効果が得られることとなった場合に、その規模を金額で把握しています。

米国会計検査院、英国会計検査院とも、仮に会計検査活動による指摘や勧告等 (に対する検査対象機関等の措置) がなされなかった場合にはこのようになっていただろうという状況と実際に是正改善された状況とを対比して効果を算定しているものがあります。

報告書や勧告がもたらす効果の把握期間については、米国会計検査院では検査対象機

関の措置が執られた段階で将来に発生する効果も含めた複数年（5か年）分を一括して計上したり、英国会計検査院では一つの報告書に関して繰り返し生じる効果がある場合に、適当な期間にわたり毎年効果を計上したりなど、複数年間にわたり効果を計上しています。本院では、既往5か年の検査報告掲記事項等について1年間の是正改善を把握することとしており、これは、毎年同様の取組を行うことを前提とした場合、一つの事項で複数年間効果を把握することとなることから、両国と同様に複数年間にわたり効果を算定していると言えます。

いずれの国においても、会計検査院の会計検査活動のみの結果ではなく、議会や検査対象機関の努力が相まって効果が得られているものもあると考えられます。これに関し、英国会計検査院では、会計検査院と検査対象機関の効果に対する寄与度を勘案して、効果の金額に寄与率を乗じることにより財務効果を算定しています。本院及び米国会計検査院は、寄与度を勘案することなく、全額を財務便益として算定しています。

（再発防止が図られた場合の是正改善の考え方）

Q 5 再発防止が図られた場合の財務上の是正改善効果は、どのように捉えるのですか。

A 5 再発防止は、不適切、不合理な会計経理の発生原因となった会計経理処理や業務遂行等に係る制度や仕組み上の問題点を改善させた結果、改善させた制度や仕組みによってその後の不適切、不合理な会計経理の再発の防止が図られるものです。

そして、仮に本院の指摘がなければその後も同様の事態が同程度生じていたであろうとの前提に立って、これを未然に防止したことをもって財務上の是正改善効果としています。こうした再発防止効果は、一般に、一定期間継続すると考えられますが、制度や仕組みは、社会経済情勢や行政に対するニーズの変化に応じて、また、検査対象機関による定期的な見直しにより変化していくものであり、再発防止の前提となる状況が変化せず財務上の是正改善効果を計上できる期間には一定の限度があると考えられます。

そこで、本院では、再発防止策の効果が継続して生ずると考えられる場合の財務上の是正改善効果であっても、行政機関等における様々な基準等が5年程度で改正等されていることなどを勘案して、再発防止策が機能し効果が継続していることを確認の上、最長5年間にわたり毎年の試算ごとに1年間分の財務上の是正改善効果を計上することとしています。

なお、海外の会計検査院でも、仮に勧告等がなされなかった場合はこのようになっていただろうという一定の仮定による効果の算定も行っているところもあります。そして、

効果を把握する期間については、米国会計検査院では、改善の措置が執られた時点で将来分を含め例えば5か年分を一括して計上するなどしています。英国会計検査院では、事項ごとに繰り返し効果を生じる期間を設定し、その間毎年効果を計上することとしています。

(本年の試算の特徴)

Q6 25年試算の主な特徴は何ですか。

A6 25年試算の主な特徴は、24年試算に引き続き、公益法人等が保有する基金等に係る余剰資金等や独立行政法人の不要財産を国庫に返還等させたり、多額の剰余金が生じている特別会計への一般会計からの繰入額を減額させるなどしたりしたことによる是正改善効果が全体の大部分を占めていることです。

そして、財務上の是正改善効果が10億円以上のものは28件と、24年試算の30件とほぼ同程度の件数となっており、次のような掲記事項等が多くなっています。

① 公益法人等が保有する基金等に係る余剰資金等を国庫へ返還又は有効活用させたものの(p9「財務上の是正改善効果の発現態様」のA)

11件 NO.1、NO.3、NO.6、NO.10、NO.11、NO.12、NO.13、NO.16、NO.20、NO.22、NO.23

計1544億円

② 多額の剰余金が生じている特別会計への一般会計からの繰入額を減額させるなどしたものの(p9「財務上の是正改善効果の発現態様」のB)

4件 NO.2、NO.4、NO.5、NO.21

計1121億円

③ 独立行政法人の不要財産を国庫納付させたもの(p9「財務上の是正改善効果の発現態様」のC)

2件 NO.7、NO.9

計203億円

(注) 各件数の後に掲げたNO.は、「1件10億円以上の財務上の是正改善効果(25年試算)の概要」(p9~p40)において、各事項に付した番号に対応しています。

これら①から③までの合計は2870億円に上り、25年試算の財務上の是正改善効果3467億円のうち82%を占めています。

なお、25年試算は、24年試算及び23年試算に比べ金額が大幅に減少しています

が、これは、24年試算には「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金につき、国庫納付が可能な資金の額を把握し、将来においても、余裕資金が生じていないか適時に検討することとする」とともに、これらの資金が国庫に納付されることとなるように適切な制度を整備するよう意見を表示したもの」（是正改善効果1兆2000億円）等、1件では是正改善効果が1000億円以上の事項が2件、計1兆3769億円含まれており、また、23年試算には1件では是正改善効果が1000億円以上の事項が4件、計8906億円含まれていることなどによります。

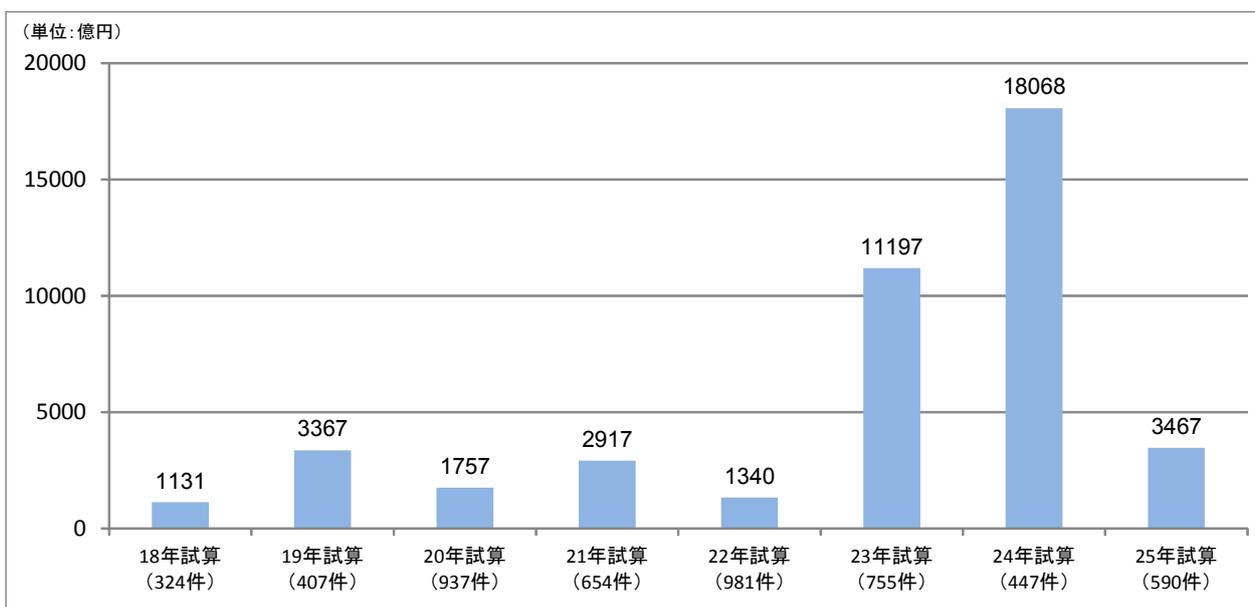
（財務上の是正改善効果の推移）

Q7 是正改善効果の試算はいつから行っているのですか。また、これまでの是正改善効果はどのように推移してきていますか。

A7 本院は、19年に18年試算を公表して以降、毎年、是正改善効果を試算してきており、本年で8回目の試算となります。

これまでの是正改善効果の推移は下図のとおりとなっています。

（図）財務上の是正改善効果の推移



（注）22年試算から金額の把握時期等の一部を変更したため、21年試算までと単純な比較はできない。